スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援 公募要領

第1 総則

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上 げ支援のうちスマート農業機械等導入支援(以下「本事業」といいます。)に係る事業実施主 体の公募については、この要領に定めるとおりです。

なお、本公募は令和7年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。事業 実施に当たっては、本予算成立後に制定される交付等要綱(以下「要綱」という。)により実 施してください。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとします。

- (1) 農業支援サービス事業(以下「サービス事業」といいます。) 別紙1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいいます。
- (2) 農業支援サービス事業体(以下「サービス事業体」といいます。) 別紙1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又 は本事業を活用して実施しようとする者をいいます。

第3 応募者の要件等

本事業の補助事業者(以下「事業実施主体」といいます。)、事業内容、補助率、実施要件については、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の概要(別紙2)のとおりとします。

第4 成果目標及び目標年度

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とします。

なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とします。

第5 補助対象経費の範囲

補助対象となる事業費の範囲は、別紙3に掲げるとおりとし、交付対象基準は以下のとおりとします。ただし、スマート農業機械等を導入し、及びリース導入する場合にあっての交付対象基準は以下のとおりとします。

(1) 共通

ア 事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。

イ 本体価格が50万円以上(税別)であること。

- ウ 新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。
- エ 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者(原則3者以上)から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- オ 交付の対象となるスマート農業機械等は動産総合保険等の保険(盗難補償、天災等に対する補償を必須とする。)に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。
- カ 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野 における AI・データに関する契約ガイドライン (令和2年3月農林水産省策定) で対象と して扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体 (事業実施主体以外の者に貸 し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。)は、そのデータ等の保管について、 本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- キ 本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。
- ※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続(連携) するために必要な仕組みのこと。
- ※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。
- ク スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第26に定める財産管理台帳の写しを、農産局長に対して提出するものとする。農産局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- ケ スマート農業機械等の導入又はリース導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知。)」に定めるところにより取り扱うものとし、安全性検査の対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機又はコンバイン(自脱型)のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入又はリース導入する場合は安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- (2) スマート農業機械等を導入する場合 スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (3) スマート農業機械等をリース導入する場合
- ア 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者

(共同申請者) へ支払うこととする。

- イ スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数 以内とする。
- ウ リース料補助額については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」=

「リース物件購入価格(税抜き)」×補助率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合 又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額につい ては、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を 当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する 場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値の いずれか小さい方とする。

「リース料補助額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」÷「法定耐用年数」)×補助率(1/2以内)

「リース料補助額」=(「リース物件購入価格(税抜き)」-「残存価格」)×補助率(1 /2以内)

エ スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

第6 申請できない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

- 8 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費
- 9 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- 10 汎用性の高いものの導入(例:フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費
- 11 本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費
- 12 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを 証明できない経費

第7 申請書類、申請期限等

- 1 申請書類
- (1) 事業実施計画書等 (別紙4-1から別紙4-5まで)
- (2) 事業実施計画の申請書(別紙5)
- (3)(1)に関係する添付書類

(実施体制のわかる資料、原則として過去3年分の財務状況が分かる資料、経費使用に関する参考資料、農業機械等をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書、農業機械専用運搬車を導入する場合は別紙6 等)

2 申請期限

令和7年2月28日(金)午後5時まで(必着)

3 問合せ先

本事業についての問合せ先は、以下のとおりです。なお、問合せの受付時間は、午前10時から午後5時まで(土・日・祝祭日及び午後0時から午後1時までを除く。)とします。

【問合せ先】

農林水産省農産局技術普及課 スマート・サービスユニット

電話 (ダイヤルイン): 03-6744-2107

メールアドレス: nougyou_service@maff.go.jp

4 申請事項・書類の提出方法

本事業の申請書類の提出については、前項のメールアドレスに電子メールで申請していただきます。

なお、メールの件名は、「事業者名〇〇<u></u>立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援 広域型の公募申請(R7 当初予算)」としてください。

- 5 申請に当たっての注意事項
- (1) 申請事項・書類に虚偽の記載や不足、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (2) 申請事項・書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出後の申請事項・書類については、原則として、申請者による資料の差し替え等は不可とします。
- (4) 提出された申請事項・書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以 外には無断で使用しません。

第8 事業実施計画書等の選定について

補助金交付候補者を選定に当たって、第7により提出された事業実施計画等を審査・採点及び評価し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとします。

1 審査の方法

第7により提出された事業実施計画書等の採点は、外部の有識者等で構成される審査・評価委員会において、審査基準(別紙7)に基づき行います。応募者から提出された事業実施計画の採点は、別紙8に定めるサービスの類型及び作業の種類等による区分(以下「区分」という。)ごとに行い、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補を選定するものとします。同一の点数の申請書類が複数あった場合は、国庫補助金額が少ないものを優先的に採択するものとします。審査・評価委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがあります。なお、この場合にあっても、審査点数の加算は行わないものとします。

2 審査の観点

事業の実現可能性、農業現場への貢献度、新規事業への展開、その他行政との整合性等の 観点から審査を行います。詳細については審査基準(別紙7)をご覧ください。

3 審査結果の通知等

審査結果については、補助金交付対象者として選定した者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金交付対象者とならなかった旨を、それぞれ書面により通知するものとします。

なお、審査の経過や審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了知ください。

4 審査の留意事項

候補者に選定された後であっても、より高い事業効果を得る観点から応募内容の一部修正 を求める場合があります。また、点数が高得点であったとしても、応募の内容に不備や問題 がある場合は候補者に選定しません。

なお、事業実施計画書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。)第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等については、事業実施計画書の審査においてその事実を考慮するものとします。

第9 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等 財産の取得及び管理など)に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令 第18号。以下「交付規則」といいます。)等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産(以下「取得財産」といいます。)の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上(税別)のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

また、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等)が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを約束していただきますので、その旨御了解していただいた上で御応募願います。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告するものとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めるものとします。

また、本事業期間中における取組内容及び本事業終了後に得られた事業成果についても、 必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、事業実施主体による新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

7 その他

本事業実施期間中又は終了後、本事業の波及効果を分析し次年度以降の政策立案等に反映させるため、サービス事業体としての活動状況、事業成果の波及効果等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリングやアンケート等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第10 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合には、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とします。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式 及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条の親会社、 子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当 該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって 補助対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する 経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

附則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。

別紙1 (第2関係)

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を 代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う 人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌 やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を 行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提 供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

[※]いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別紙2 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの 立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援概要(第3関係)

概要項目	詳細
事業の内容	サービス事業体がサービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の 導入を支援するものとする。
事業実施主体の要件	本事業における事業実施主体はサービス事業体とし、次に掲げる要件を満たすものとします。 (1)本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。 (2)事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。 (3)法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。 (4)法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等(これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。)を備えていること。 (5)法人等の役員等が暴力団員でないこと。 (6)継続的なサービス事業の実施が見込まれること。
補助率	1/2 以内 (1事業実施主体当たり 1,500 万円を上限とする。)
事業実施期間	補助金の交付決定の日から令和8年3月31日まで
重要な変更	(1)事業実施主体の変更(2)事業の新設、中止又は廃止(3)事業費の3割を超える増又は国庫補助金の増(4)事業費又は国庫補助金の3割を超える減

別紙3 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの 立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の費目等一覧表(第5関係)

費目	対象となる事業の種類 及びメニュー	内容	注意点
機械費	スマート農業機械等導入支援	・サービス事業を実施するために 直接必要なスマート農業機械等の 導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために 直接必要な農業機械専用運搬車の 導入又はリース導入に係る経費	・本公募要領第5に掲げるとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入 実施するサービス事業と 実施するサービス事業業 をものであって、本業業 をものであって、農業機械専用 であるスマート農業機合に運搬 であるお、農業機械専用 をなお、農業機械専用 をなお、セーフティローダ積 をなお、セーフティと の農業機械の容易 を対した安全かつもの とする。 とする。

- (注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。
- (注2) 上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。
 - 1 事業実施に直接関連のない経費
 - 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
 - 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに 要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない 経費
- (注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称 (「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業」) を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品(カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

事業実施計画書 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入 支援)

1 事業実施主体名							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
2 事業実施主体の	把 要														
	法人番号(法	s 人の場 [・]	合)												
	事業実施主	体の所在	地	,											
			_	所属・役職											
代表者															
				氏名											
			j	所属・役職											
担当者				氏名											
15 3 16				電話番号											
				E-mail											
0 Fr.48 ch r															
3 取組内容 サービスの類型															
上問で「⑤その他複合	合型」を選択	した場合	合は	は、該当する†	サービス									\top	
類型を複数選択															
公募要領別紙8に定め											※サービス事業の内容 合は、最もサービス打 業に該当する区分を記	是供面積の	の大きいサ	ービ	ス事
作業の種類等による	区分										サービス提供面積が	とて同じな	場合は、い	ずれ	ゕー
サービス事業の内容															
							_								
八草亚统则红ュルウン	は 7 tm 答士? /		_	並担事業。 /	の屈胆に			既(こ何らかのサー	ービス事	áしている旨がわかるよ 事業を行っている者ので	うち、これ	ぇでサー	ビス!	に用い
公募要領別紙7に定め 係るポイント」に該 入							ン ・	をたったれ	k稲の農薬散れまでサービ	布サーヒ ス事業を	ffたに別の種類の農業機 ごスにのみ利用する場合 E行っていない者のうち	îを除く。 、新たに)に取り こサービス	組むなを提供	場合。 供する
									(ドローンを) る場合。	水稲の農	೬薬散布サービスにの <i>₽</i>	▶利用する	⅓場合を除	(。))を実
公募要領別紙7に定め															
度」の(2-2)「1 ス対象品目が施設園3 入れ、詳細を記入	サーヒス提供芸の場合」に	(先の農) (該当す	業者 る場	音の過半以上の 場合は右にチェ	カサーヒェックを	_			役園芸と施設I せて記入する。		トのサービス提供先の害	合及ひ、	該当する	事業?	首名等
事業完了予定日															
争未元」了足口															
導入する農業機械等	等を直接用し 群馬県	イナー -	ビス 「	スを提供する 富山県	都道府県	兵庫県	-	1 [香川県	- 1	鹿児島県 -				
青森県 -	埼玉県		ŀ	石川県		奈良県	-	1	愛媛県	-	沖縄県 -				
岩手県 -	千葉県	-	ŀ	福井県	-	和歌山県	-	1	高知県	-					
宮城県 -	東京都	-	ŀ	岐阜県	-	鳥取県	-	1	福岡県	-					
秋田県 -	神奈川県	-	ľ	愛知県	-	島根県	-	1	佐賀県	-	ル ビッナ!!! ルナフ!	97米 中 中	ki+		0
山形県 -	山梨県	-	ſ	三重県	-	岡山県	-] [長崎県	-	サービスを提供する	即坦肘県勢	X.		U
福島県 -	長野県	-	Ī	滋賀県	-	広島県	-] [熊本県	-					
茨城県 -	静岡県	-		京都府	-	山口県	-] [大分県	-	北海道の総合振興局				-

- 栃木県

 新潟県

 大阪府

 徳島県

 宮崎県
 ・導入する農業機械等を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に〇を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料(地図等)を添付すること。 ・北海道内でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を記載すること。

4 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状(〇年度)(※ 1)	事業実施年度(〇年 度)	〇年度	目標年度(〇年度)	成果目標の目標値の根拠(※2)
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農 地面積に係る成果目標 (ha) (※3)					
成果目標(ha)の拡大量 (目標年度値ー現状値)					

(参考)以下の(2)、(3)に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状(〇年度)(※ 1)	事業実施年度(〇年 度)	〇年度	目標年度 (〇年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経 営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画 (万円)					
「(3)事業実施主体の提供す 業で導入する農業機械を用		票年度の値のうち、本事			

- ・(※1)の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。 ・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。 ・(※2)の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。 ・(※3)原則、成果目標の現状欄は【様式第6-2号】利用者一覧の項目4の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は【様式第6-2号】利用者一覧の項目
- ・(※3)原則、成果目標の現状側は【株式第6-2号】利用名一見の項目4の数値と合わせ、成果目標の目標年度側は【株式第6-2号】利用名一見の項目 5の数値と合わせること。 ・(※4)今回導入する農業機械での売上のみを記載してください(既にサービス事業を行っている場合には、その部分の売上は除きます。) ・(※5)本事業により導入する機械でのサービスの拡大量を確認するため、(1)~(3)の記載については、目標値に係る部分は本事業による機械導入に よって実施されるサービス事業の利用希望のある者の情報を記入し、そのうち既存のサービス利用者がいる場合のみ、現状値を記入すること。

5 総括表

	総事業費				
取組の種類	(円、税込)	国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	備考欄
スマート農業機械等導入の取組	33, 000, 000	15, 000, 000	1/2	18, 000, 000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合 計					

			負担区分		
取組の種類	総事業費 (円、税込)	国庫補助金 (円)	補助率	自己資金(共同申 請者に支払うリー ス費用総額等) (円、税込)	備考欄
スマート農業機械等リース導入の取組	18, 000, 000	7, 000, 000	1/2	11, 000, 000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合 計					

- ・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを滅額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「合税額」とそれぞれ記載すること。 ・リース導入の場合は別添 1 の機械リース計画書を添付すること。

6 導入・リ	6 導入・リース導入するスマート農業機械寺												
						合計価格(F	円、税抜)	加算ポイントの該当					
農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1 台当たり 導入価格 (円、税抜)	台数		うち国費 (円)	15点加算の農 業機械に該当	みどり投資促 進税制の対象 機械に該当				
						0		-	-				
						0		-	-				
						0		-	-				

- ・見積書及び機械の機能が分かるもの(パンフレット等)を別途添付すること。
- ・「加算ポイントの該当」欄には、公募要領別紙7に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に〇を記載すること。
- ・適宜、行を追加して記載すること。

・スマート農業機械等の導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について(令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知。)」に定めるところにより取り扱うものとする。該当する場合は導入予定の農業機械の取扱説明書、カタログ等に記載されている「型式名」を型式欄に記入し、農研機構のMEサイトにある安全性検査合格機の一覧(https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/iam/Test/)から、型式名が掲載されていることがわかるページを証拠書類として提出すること。

7 その他 (行政との整合性等)

実施要領別記1-2別表4に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

77.02.70.71.0.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7	10() =)) [)	- ペル、 該当する自かわかるように詳細を記入すること。
①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行 う取組	-	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農 業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業 者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合 致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	1	農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている場合 にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	ı	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	1	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低 減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記 載。
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	1	サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	-	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標(※)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※IP(https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で 「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。

8 申請書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を提出すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについて は、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

01. コンソーシアム等の規約等、02. 事業実施体制の分かる資料(必須)、03. 財務資料(必須)、04. 事業実施計画書(必須)、05. 見積書(必須)、06. 機械の性能がわかる資料(必須)、07. 機械リース計画書、08. 根拠データ(必須)、09. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、10. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、11. サービスの提供地域がわかる資料(地図等)(必須)、12. 申請書類チェックシート(必須)、13. 農業機械専用運搬車導入理由書、14. その他参考資料

	書類名	URLの記入欄
Ī		

サービス事業利用者一覧 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援)

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)

を添付すること。 なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではななく、可 能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

2 リ	2 サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)											
			提供サー	-ビス(必ず記載す	ること)							
No	サービスを利用する農業者等 名	内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A)サービスを 提供している現 状値面積(ha) (注5)	(B)サービスを 提供する面積 (ha)	(B) — (A) 面積(ha)	時間(h)	見込み				
1						0		-				
2						0		-				
3						0		1				
4						0		=				
5						0		=				
6						0		-				
7						0		-				
8						0		=				
9						0		-				
10						0		-				
11						0		-				
12						0		-				
13						0		-				
14						0		-				
15						0		-				
16						0		-				
17						0		1				
18						0		-				
19						0	, and the second	-				
20						0		-				

	(A)合計 面積(ha)	(B)合計 面積(ha)	(B) - (A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	
	(A)	(R)	(C)	(D)	(F)

- (注1)本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。

- (注1)本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
 (注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
 (注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
 (注4)見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
 (注5)「(A)サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

2 単位生太経由してサービフ太坦州する場合

3 辰	農協等を経田してサービスを提供する場合								
			ž	是供サービス内容					
No	サービスを展開する農協等名	内容	対象作物	(F)サービスを提供している現状値面積(ha)	(G)サービスを 提供する面積 (ha)	(G) — (F) 面積(ha)	時間(h)	サービス利用者数	見込み
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			_
6						0	·		-
7						0			-

	(F)合計 面積(ha)	(G)合計 面積(ha)	(G) - (F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)

- (注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
- (注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。 (注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

- (注3) 記載機が足がない場合に関連は13と組がしている。 (注4) 見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。 (注5)「(F)サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計(A+F)	青† 0 ha	
5 サービスを提供する面積合計(B+G)	ਜ਼ੈ† 0 ha	
6 サービス利用増加面積合計(C+H)、平均((C+H)/(E+J))	ਜ਼ੋ† 0 ha	平均 #DIV/0! ha
7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))	↠0 (h)	平均 #DIV/0! (h)
8 サービス利用者合計(E+J)	計 0 者	

事業実施体制に関する書類 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち スマート農業機械等導入支援)

〇年〇月〇日時点

			710 1111 111
1.	事業実施主体の概要(※)		
	名称		
	所在地		
	代表者		
	副代表者、役員等		
	事業年度		
	文本 及 従業員数		
	事業内容		
2 -	ナービスの概要(※)		
	サービス分類		
	サービス内容		
	サービス対象品目		
	サービス対象地域		
	サービス提供期間		
	サービスの最低利用期間		
3 3	料金・オプション(※)		
	基本料金単価		
	追加料金要件		
	その他サービス利用者が負担す		
	る主な料金		
	解約・違約費用等		
4.	サービスの提供開始までの手続	・期間、実施体制、サービス利用申込期限(サービス利用開始〇日前まで等)	
5. +	サービス利用にあたって農業者	等が実施すべき事項	
6. j	責任範囲・保証内容		
7 /□			
/ . 1木	7月月份守		
	問合せ先(※)		
	電話番号		
	受付時間		
	担当部署		
	メール、問合せフォーム等		

(注) ※を付したものは必須事項です。

上記について確認しました → □

		事業実施主体名	
環境負荷低減のクロ	ロスコンプラ	ー ライアンス チェックシート	
		所在地	
		連絡先	
下のとおり、チェックシートの取組を実施します。			
下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に (※)に該当しない場合は、□欄には/(斜線)を記入してください。	こ実施する又は実	施した内容について、□欄に✔又は■を記入してください。	
^{爾時} (1)適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (5)廃棄物の発生抑制、 (Lます) 適正な循環的な利用及び処分	報告時 (しました)
※農産物等の調達を行う場合 □ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討		□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
		□ 資源の再利用を検討	
間時 (2)適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (人ます) (6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
※農産物等の調達を行う場合 □ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)		※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	
浦時 (3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存 に努める			
□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の	D	^{申請時} (7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
利用等)を検討 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討		□ みどりの食料システム戦略の理解	
		□ 関係法令の遵守	
^{講詩} (4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
※肥料・飼料等の製造を行う場合 □ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		※機械等を扱う事業者である場合 □ 機械等の適切な整備と管理に努める	

申請書類チェックシート (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のう ちスマート農業機械等導入支援)

事業実施主体名	

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区	分	申請書類及び添付書類	注意点	チェッ ク欄
		01.コンソーシアム等の規約 等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの。	
実施体制	0	02.事業実施体制の分かる資 料	別紙4-3(様式第6-3号)について、サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を添付すること。	
נימו	0	03.財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)。	
	0	04.事業実施計画書		
	0	05.見積書	経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り(導入台数分・原則3者以上)を添付すること。 なお、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下、「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、公募要領別紙9による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めること。なお当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。	
	0	06.機械の性能がわかる資料	導入機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	
事業計		07.機械リース計画書	農業機械等をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。	
画	0	08.根拠データ	・事業実施計画書に記載している数値(現況及び目標年の面積又、経営体数及びサービスの売上等)の根拠が確認できるものを添付すること。 ・別紙4-2(様式6-2号) 農業支援サービス事業利用者一覧記載の利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。	
	0	09.環境負荷低減のクロスコ ンプライアンス チェックシー ト	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間 中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	
		10.審査基準の加算ポイント に係る証拠書類	公募要領別紙7の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠 書類を添付すること(審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる 書類を添付する 等)。	
	0	11.サービスの提供地域がわ かる資料(地図等)	サービスの提供地域がわかるように、サービスの提供範囲を囲うなどした都道 府県地図を添付すること。	
	0	12.申請書類チェックシート	本チェックシートのこと。	
共通		13.農業機械専用運搬車導 入理由書	農業機械専用運搬車を導入する場合は別紙6(様式第11号)を添付すること。	
		14.その他参考資料	事業実施計画書等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	

- 注1) ◎印の付いた資料については必ず提出して下さい。
- 注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合があります。

別添1-1 (別紙4関係) (様式第6関係)

(共同申請者記載)

(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

機械リース計画書

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ 支援のうちスマート農業機械等導入支援)

年 月 日

農産局長 殿

【事業	 /_	\perp \sim 1
	 T 17	$r \sim 1$

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

 \equiv

住所

電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によって リース事業者が異なる 場合はリース業者毎に 作成してください。 フリガナ

事業者名

代表者名

₹

住所

電話番号

機械リース計画書を作成したので提出します。

- 1 リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- 2 リース事業者がリース計画に違反した場合(リース事業者の責めに帰さない場合を除く。) 及び事業中止した場合には、リース事業者が農産局長に補助金を返納します。
- 3 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて 合意します。

4 リース料補助申請額	請額
-------------	----

円

5 取組の内容 別添個票のとおり。

機械リース計画書 (No.○)

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

個票(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

	機種名			数量	台
対象機械	型式名				
現有機の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)					
リーマ期間	開始日~終了日(氵	% 1)	,	~	(年)
リース期間 リース借受日から○年間(※2)				(年間)	
リース物件購入価格(税抜き)				(円)	
	うちオプション分	(税抜き)			(円)
残存価格(リ	ース期間終了後の死	浅価設定)			(円)
リース料補助	申請額				(円)
リース諸費用	(金利・保険料・済	肖費税)			(円)
	うち税相当分				(円)
機械利用者負	担リース料(税込み	*)			(円)
リース物件保	管場所				
リース事業者	名				

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注 2 : リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。 A:[リース物件購入価格(税抜き)]×(リース期間/法定耐用年数)× 1/2以内 B: ([リース物件購入価格(税抜き)] - [残存価格])× 1/2以内

注3:複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注4: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他農産局長が必要と認める資料

番号年月

農産局長 殿

 事業実施主体名

 所 在 地

 氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの 立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の事業実施計画の申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援公募要領第7の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

(注) 関係書類として、別紙 4-1 (様式第 6-1 号) から別紙 4-5 (様式第 6-5 号) までを添付すること。

 番
 号

 年
 月

 日

農産局長 殿

事業実施主体名 所在地 氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援公募要領第7の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

- 1. サービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由
- 2. 補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容
- 3. 導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車	車名	排気量	新車・中古車の別
	の種類			(残存年数※)

- ※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。
 - (注) 1 当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること(採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合)は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。
 - 2 事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

別紙7 (第8関係)

令和7年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択 しないものとする。

- ・ 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体(共同団体を含む。)の場合
- ・ 審査項目1において審査委員の過半から0点の採点を受けた場合
- ・ 審査の合計点数が 10 点に審査委員数を掛けた数以下の場合

	I	1
審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業 の実現可 能性	・事業計画に記載の取組について、実現可能性の点から妥当かどうか。 ・事業としての発展がどの程度期待できるか。 ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制は整っているか。	実現可能性 ある…20 点 おおむねある…10 点 ない… 0 点
2-1 農へ度現場 の(質目2-2 とないる)	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できる成果目標を立てているか。	(1)サービス提供面積の拡大量に係る目標(審査項目2-2に該当しない場合) 200ha以上…10点 150ha以上…9点 100ha以上…8点 90ha以上…7点 70ha以上…6点 50ha以上…5点 40ha以上…3点 20ha以上…3点 10ha以上…1点 10ha未満…0点
2-2 農業現場 へ(施設 園芸を対 象とする 場合)		(2) サービス提供面積の拡大量に係る目標(サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合) 10ha 以上…10 点 9 ha 以上…9 点 8 ha 以上…8 点 7 ha 以上…7 点

3 新規 事業への 展 ポイン ト	・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。)に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たに農業支援サービスを提供する取組(ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。)を実施する場合。	6 ha 以上… 6 点 5 ha 以上… 5 点 4 ha 以上… 3 点 2 ha 以上… 2 点 1 ha 以上… 1 点 1 ha 未満… 0 点 該当する場合、5 点
4 その行の性等)	・サービス事業の高度化に資する取組か。	事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合、15点・自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。)・電動草刈機(自立走行式又はリモコン式のもの)・食味・収量センサ付コンバイン・収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)・可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等)・センシングドローン・事業実施主体が採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合(※)、10点

事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、 5点

事業実施主体が導入するスマート農業機械 等が申請時点でみどり投資促進税制の対象 機械に該当する場合、5点

本事業の申請に係るサービス事業がみどり の食料システム法に基づく基盤確立事業実 施計画の認定を受けている場合、5点

サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第1項及び2項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合、5点

サービス提供地域において策定された地域 計画に事業実施主体であるサービス事業体 が位置付けられている又は地域計画未策定 の地域に提供する場合であっても協議の場 に参加している場合、5点

サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、15点ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

サービスの類型及び作業の種類等による区分

- ・サービスの類型及び作業の種類等による区分は以下のとおりとする。
- ・事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス 事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれ か一つの区分を申請者自身で選択するものとする。

サービスの類型	作業の種類等による区分
専門作業受注型	①耕起・播種作業の代行
	②施肥・防除作業の代行
	③収穫作業の代行
	④畜産作業の代行
	⑤その他作業の代行
機械設備供給型	⑥大型機械(トラクター、コンバイン、田植機)
	を含んだ供給
	⑦大型機械(トラクター、コンバイン、田植機)
	以外のみ供給
人材供給型	⑧自社で農業分野の作業を行える人材を育成
	し派遣
	⑨⑧以外
データ分析型	⑩データ分析サービスを実施

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○(注1)契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約(注1)に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申 し立てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
 - 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方 支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命 令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履 行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間 を経過した場合は、この限りではない。